

定 款

こども国連環境会議推進協会

定 款

目 次

第1章	総 則 …………… 1 名称及び事務所
第2章	目的及び事業…………… 1 目的 事業
第3章	会 員 …………… 1 種別 会費及び入会金等
第4章	役員及び職員 …………… 2 役員 職員
第5章	総 会 …………… 3 総会
第6章	理 事 会 …………… 3 理事会
第7章	資産及び会計…………… 3 資産の構成 資産の管理 経費の支弁 予算及び決算
第8章	事業年度 …………… 4 事業年度
第9章	定款の変更等…………… 4 定款の変更等
雑則	(細則) …………… 4
附則	…………… 4
こども国連環境会議推進協会名簿	…………… 5

こども国連環境会議推進協会
平成21年4月1日

こども国連環境会議推進協会 (JUNEC)

定 款

第1章（総則）

（名称及び事務所）

第1条 この組織は「こども国連環境会議推進協会」と称する。

第2条 この協会は、主たる事務局を東京都渋谷区上原2丁目46番9号に置く。

第3条 この協会は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章（目的及び事業）

（目的）

第4条 この協会は、地球環境保全に関する諸活動並びに青少年の人材養成を計画的、継続的に行い、社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第5条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）環境保全を図る活動
- （2）環境保全に関わる資料刊行及び頒布
- （3）環境保全に関する情報収集と提供
- （4）災害防止および救護活動におけるボランティア活動
- （5）環境保全活動を行う人材の養成と活用
- （6）国際協力の活動
- （7）青少年の健全育成に資する研究会、講演会などの開催
- （8）イベントなどにおける記念品、グッズなどの企画制作および販売
- （9）その他上記目的を達成するために必要な収益事業

第3章（会員）

（種別）

第6条 この協会の会員は、次の6種とし、正会員をもって総会で議決権を有する会員とする。

- （1）正会員 この協会の目的に賛同して、会員として承認を受けて入会し、この協会が行う事業に積極的に参加、協力できる個人または団体
- （2）一般会員 この協会の目的に賛同し、会員として認証を受け入会した個人または団体
- （3）賛助会員 この協会が行う事業に賛同して参加する児童・青少年あるいは保護者
- （4）ボランティア会員 この協会の目的に賛同し、協会が掲げる諸事業を支援するすべてのボランティア
- （5）名誉会員 この協会に特に功労があり、総会の議決をもって推進された者
- （6）特別賛助会員 この協会の事業を積極的に援助する個人または団体で特に名を秘す者

（会費及び入会金等）

- 第7条
1. 正会員および一般会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。
 2. 賛助会員、特別賛助会員、ボランティア会員は入会金を収めることを要しない。
 3. 名誉会員は入会金および年会費を納めることを要しない。

入会金

正会員	個人	10,000円	法人	300,000円
一般会員	個人	5,000円	法人	200,000円

年会費

正会員	個人	10,000円	法人	200,000円
一般会員	個人	5,000円	法人	100,000円
賛助会員		3,000円		
ボランティア会員		2,000円		
特別賛助会員	個人	申し入れ額	団体	申し入れ額

第8条 会員が以下の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または所属する団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費および特別徴収会費を3ヶ月以上1年未満の期間滞納したとき。

第9条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章（役員及び職員）

（役員）

第10条 この協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上、30人以内、任期2年。
- (2) 監事2人以上、3人以内、任期2年。
- (3) 役員のうち会長、副会長2名以内、理事長を総会で選任する。名誉会長および顧問を置ける。

（職員）

第11条 この協会には、事務局長その他必要に応じて職員を置くものとする。

第5章（総会）

第12条 この協会の総会は、正会員で構成され、毎年1回開催する通常総会および必要に応じて開催する臨時総会の2種類がある。

第6章（理事会）

（理事会）

第13条 協会に理事会を設ける。理事会は理事で構成し、理事長が開催する。議決は理事の過半数が出席した場合にのみその過半数をもって有効とする。理事会は協会の事業目的を実行するため、運営委員会など必要な委員会を設けることができる。

第7章（資産及び会計）

（資産の構成）

第14条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第15条 この協会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第16条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第17条 この協会の収支予算は、総会の決議を経て定める。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

2. 収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 (事業年度)

第18条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 (定款の変更等)

第19条 この協会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

雑 則 (細則)

第20条 この定款の実施についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が決める。

附 則

この定款は、平成19年4月1日改正実施する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日改正実施する。

附 則

この定款は、平成15年1月7日改正実施する。

附 則

この定款は、平成13年10月1日改正実施する。

附 則

この定款は、平成13年4月1日改正実施する。

附則

この定款は、平成12年10月1日から有効とする。